第2章

「支えあうまち・京(みやこ)のほほえみプラン」 (前計画)の取組状況について

「支えあうまち・京(みやこ)のほほえみプラン」(前計画)は、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする、「障害者基本法」に規定する障害のある人の福祉に関する施策の基本的計画として策定したものです。

具体的には、今後実施すべき161項目の施策を掲げ、総合的かつ計画的に障害者施策を推進してきました。取組状況としては、161項目のうち159項目について、事業を「実施済」または「実施中」です。「検討中」である残りの2項目についても、引き続き事業の実施に向けて取り組んでいきます。

1 全体的な取組状況



施策体系			取組状況	
		事業項目 *再掲含む	実施済 又は 実施中	検討中
1	みとめあう 人権の尊重と理解・協働の促進	27項目	27	Ο
2	ささえあう 相談支援と情報・コミュニケーション支援の強化	19項目	19	Ο
3	すこやかに 保健・医療の充実	29項目	28	1
4	はぐくむ 教育・育成の充実	18項目	18	Ο
5	くらす 地域社会生活への支援の拡充	30項目	30	Ο
6	はたらく 雇用促進と就労支援の強化	17項目	17	0
7	ととのえる 生活環境の整備と生活の質の向上	21項目	20	1
· 合 計		161項目	159	2

2 各施策体系ごとの取組状況



(1)施策体系1 みとめあう(27項目)

障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深めること、判断能力が不十分な障害のある人に対する権利擁護の啓発、障害についての幅広い教育・啓発などに取り組んできました。

● 主な取組事業例 ●

- ・市バス車両全車両を対象に、障害に関するシンボルマークや耳の不自由な方への「筆談具あります」表示をそれぞれ掲出(20年度)
- ・障害者団体の活動実態調査を実施し、その結果を踏まえ、障害者団体のあり 方を考える「障害者団体シンポジウム」を開催(23年度)
- ・成年後見支援センターを設置(24年度)

(2)施策体系2 ささえあう(19項目)

障害のある人が地域社会において安心して暮らせるように、相談支援の充実や情報・コミュニケーション支援の強化に取り組んできました。

● 主な取組事業例 ●

- ・地域における相談支援体制の強化を目的とした障害者地域自立支援協議会を設置(20年度)
- ・身体、知的、精神の3障害対応の京都市障害者相談員制度を創設(22年度)
- ・軽度・中等度難聴の児童を対象に補聴器の購入費用を助成(23年度)

(3)施策体系3 すこやかに(29項目)

障害のある人の高齢化に対応し、かつ、障害の原因となる疾病の予防から、早期発見・ 早期療育、障害特性に合わせた適切な保健・医療サービスの提供に取り組んできました。

● 主な取組事業例 ● -

- ・自殺対策の指針となる「きょう いのち ほっとプラン」(京都市自殺総合対策推進計画)を策定(21年度)
- ・学習障害(LD)等の発達障害をはじめとした支援の必要な子どもの情報を 就学前施設から小学校へ引き継ぐための「就学支援シート」の実施(23年度)
- ・児童相談機能や発達相談機能を備えた第二児童福祉センターの設置(24年度)

なお、未実施の項目である「精神疾患と身体疾患の合併症対策の研究」については、 本計画に引き継ぎ、取り組んでいきます。

(4)施策体系4 はぐくむ(18項目)

障害のある子どもの就学前・後からの教育・育成や、総合支援学校高等部職業学科等 における進路指導・進路開拓の推進に取り組んできました。

✓ 主な取組事業例 ●

- ・発達障害や肢体不自由等の子どもの学習補助や介助等を行う「総合育成支援員」を学校・幼稚園に配置(20年度)
- ・白河,鳴滝総合支援学校高等部職業学科の定員を48名から5割拡大 (21,23年度)
- ・障害のある中高生のタイムケア事業について、利用希望が多い北総合支援学校区に分室1筒所を開設(24年度)

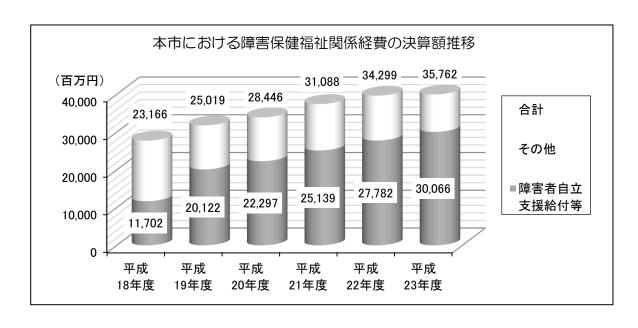
(5)施策体系5 くらす(30項目)

障害のある人が地域で安心して暮らせるための基盤整備として、在宅生活を支えるサービスの充実を図るとともに、障害のある人の生活の場の確保等に取り組んできました。

◆ 主な取組事業例 ●

- ・重度障害のある人を対象とする緊急時ホームヘルパー派遣事業を実施 (21年度)
- ・醍醐和光寮を障害者自立支援法に対応する施設として再整備(23年度)
- ・重度心身障害者医療費支給事業等において訪問看護を助成対象に拡大 (24年度)

なお、障害者自立支援給付費(下記のグラフ参照)の決算額は平成19年度決算で約201億円、平成23年度決算では約301億円と平成19年度比で約1.5倍になり、 障害福祉サービスの利用は年々増加しています。



(6)施策体系6 はたらく(17項目)

障害のある人にとって雇用・就労は社会参加の重要な要素であることから、関係機関とネットワークを構築し、市民・事業主等の理解促進を図るとともに、障害特性を踏まえた多様な就労の場の拡充に取り組んできました。

全 主な取組事業例 ●

- ・労働、企業、福祉、教育各分野の関係機関が参画した就労支援推進会議を設置(21年度)
- ・障害のある人の一般就労を拡大するため、企業に対する雇用支援策として障害者職域開発推進事業を実施(22年度)
- ・障害のある人の福祉的就労の底上げ(工賃向上)を図る「はあと・フレンズ・ プロジェクト」を推進(23年度)

(7)施策体系7 ととのえる(21項目)

障害のある人が、社会への参加を制約されないようバリアのない生活環境を整えるとともに、安心して日常生活を送ることができるように防災対策や災害発生時の安全を確保する支援体制の整備等に取り組んできました。

◆ 主な取組事業例 ●

- ・災害時要援護者名簿を整備(20年度)
- ・重度障害者タクシー料金助成事業の対象者を拡大し1回の利用枚数を改正 (22年度)
- ・交通バリアフリーを推進するための「歩くまち・京都」交通バリアフリー全 体構想を策定(23年度)

なお、未実施の項目「被災後のこころのケアの体制整備」については、本計画に引き継ぎ、取り組んでいきます。